（無人航空機操縦者技能証明に係る手数料の額）

第八条　令第十三条第一項第一号イの国土交通省令で定める額は、次の各号に掲げる実施細目（身体検査に係るものに限る。）に応じ、当該各号に定める額とする。

一　規則第二百三十六条の四十七第二項の規定による身体検査　五千二百円

二　前号に掲げる身体検査以外の身体検査　一万九千九百円

2　令第十三条第一項第一号ハの国土交通省令で定める額は、別表第一に定める額とする。

3　令第十三条第一項第二号ハの国土交通省令で定める額は、別表第二に定める額とする。

（無人航空機操縦者技能証明についての限定の変更に係る手数料の額）

第九条　令第十六条第一項第一号イ(2)の国土交通省令で定める額は、別表第三に定める額とする。

2　令第十六条第一項第一号ロ(2)の国土交通省令で定める額は、別表第四に定める額とする。

3　令第十六条第一項第二号イ(2)の国土交通省令で定める額は、別表第五に定める額とする。

4　令第十六条第一項第二号ロ(2)の国土交通省令で定める額は、別表第六に定める額とする。

5　令第十六条第一項第三号イ(2)の国土交通省令で定める額は、別表第七に定める額とする。

6　令第十六条第一項第三号ロ(2)の国土交通省令で定める額は、別表第八に定める額とする。

（在勤官署の所在地）

第十条　令第十七条の旅費の額に相当する額（以下「旅費相当額」という。）を計算する場合において、当該検査、認定又は実地試験のため、その地（以下「検査地」という。）に出張する者の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）第二条第一項第六号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関二丁目一番三号とする。

（旅費の額の計算に係る細目）

第十一条　旅費法第六条第一項の支度料は、旅費相当額に算入しない。

2　検査地に出張する者の人数及び検査、認定又は実地試験を実施する日数は、別表第九のとおりとする。ただし、同表第一号から第六号までの証明、承認又は検査において騒音又は発動機の排出物の実測を行う場合にあっては、当該各号に掲げる人数及び日数に別表第十に掲げる人数及び日数を加算した人数及び日数とする。

3・4　（略）

別表第一（第八条第二項関係）

無人航空機の種類	無人航空機の飛行の方法	手数料の額
一　規則第二百三十六条の四十第一項第一号に掲げる無人航空機の種類	規則第二百三十六条の四十第二項第一号及び第二号に掲げる方法	二万二千六百円
	規則第二百三十六条の四十第二項第一号に掲げる方法（同項第二号に掲げる方法に該当するものを除く。）	四万三千八百円
	規則第二百三十六条の四十第二項第二号に掲げる方法（同項第一号に掲げる方法に該当するものを除く。）	四万三千八百円
	規則第二百三十六条の四十第二項各号に掲げる方法以外の方法	六万五千円

（新設）

（在勤官署の所在地）

第五条　令第九条の旅費の額に相当する額（以下「旅費相当額」という。）を計算する場合において、当該検査、認定又は実地試験のため、その地（以下「検査地」という。）に出張する者の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）第二条第一項第六号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関二丁目一番三号とする。

（旅費の額の計算に係る細目）

第六条　旅費法第六条第一項の支度料は、旅費相当額に算入しない。

2　検査地に出張する者の人数及び検査、認定又は実地試験を実施する日数は、別表第一のとおりとする。ただし、同表第一号から第六号までの証明、承認又は検査において騒音又は発動機の排出物の実測を行う場合にあっては、当該各号に掲げる人数及び日数に別表第二に掲げる人数及び日数を加算した人数及び日数とする。

3・4　（略）

（新設）